

## 鴨川市民生委員児童委員協議会部会規程

第1条 本会規約（以下「規約」という。）第7条に基づき、部会を設けるものとしてその名称及び所轄事項は次のとおりとする。

- (1) 高齢者対策福祉部会 変動する地域社会に応じた高齢者福祉対策及び高齢者人口の増加に伴う施策の調査研究を行い、福祉の増進を図る。
- (2) 援護対策福祉部会
  - ア 身体、知的及び精神障害者（児）の援護対策の研究、討議を行い、福祉の増進を図る。
  - イ 低所得世帯の実態把握に努め、その因果関係を探求し、自立更生の方途を専門的に研究する。
- (3) 児童福祉部会 児童の健全育成と福祉の増進を図るため、学校教育、社会教育諸団体及び家庭児童相談室等と連絡を密にし、その推進を図る。

第2条 部会は、民生委員児童委員及び主任児童委員をもって構成し、必要に応じて関係職員、関係団体代表、学識経験者が参加することができる。

2 主任児童委員は、児童福祉部会に所属する。

第3条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
  - (2) 副部会長 2名（男女各1名）
- 2 部会長及び副部会長の選任は、それぞれの部会において定める。
- 3 部会長及び副部会長の任期は次のとおりとする。
- (1) 任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
  - (2) 補欠の部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
  - (3) 任期は、一斉改選日を起算日とする。

第4条 部会長は、部会を代表し部会活動を総括し、会議に報告する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときはこれに代わる。

3 部会は、事業計画により部会長が招集する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

第5条 部会の経費は、鴨川市民生委員児童委員協議会よりの活動費により賄い、部会長がこれを掌り、副部会長が会計を担当する。

附 則

この規程は、平成17年4月19日に施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月18日に施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月24日に施行する。